

多胎妊婦の妊婦健康診査の費用助成を始めました

双子や三つ子を妊娠されている方に対して、既定の受診間隔以外に受けた妊婦健康診査費用を一部助成します。

対象	七尾市に住所を有する 多胎妊婦 で、 既定の受診間隔以外 に令和4年4月1日以降に、妊婦一般健康診査を受けた方 (健診以外の治療に関する部分は対象外です) ※七尾市に住所を有している期間に受診した場合に限ります
助成金額	1回につき上限額 5,760円(保険診療分は対象外) 自己負担で受診した妊婦健診の 5回分 を助成します 自己負担額が限度額に満たない場合は、自己負担額を支給します
申請期間	健診受診日から1年以内
給付方法	健康推進課への申請後、審査した上で後日(1か月前後)、申請書に記載された口座に振り込みます
申請に必要なもの	①医療機関発行の健康診査費がわかる領収書 (レシートやコピーは不可) ②母子健康手帳 ③妊婦本人または乳児の保護者名義の預金通帳 ④助成金支給申請書(健康推進課にあります。 七尾市のホームページからダウンロードもできます。)

※申請窓口・お問い合わせは

七尾市健康福祉部健康推進課(パトリア3階)

TEL 0767-53-3624



R4. 4月